竹原市民生都市建設委員会

令和4年2月18日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第13号 竹原市景観条例案
- 2 議案第14号 竹原市屋外広告物条例案
- 3 議案第15号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第18号 令和3年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 5 議案第20号 令和3年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

(その他)

- 1 吉名地域交流センターでの連絡窓口の閉鎖について
- 2 閉会中の継続審査の申出について

(令和4年2月18日)

出席委員

	氏	2	名	出	欠
竹	橋	和	彦	出	席
下	垣 内	和	春	出	席
宇	野	武	則	出	席
吉	田		基	出	席
宮	原	忠	行	出	席
堀	越	賢	=	出	席
Щ	元	経	穂	出	席

委員外議員出席者

	氏		名	
,	松	本		進
-	道	法	知	江
	大	Щ	弘	雄
,	Ш	本		円
,	今	田	佳	男
	金	森	保	尚

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

	職名			氏		名	
副	市		長	新	谷	昭	夫
市	民 福 神	业 部	長	塚	原	_	俊
建	設	部	長	梶	村	隆	穂
市	民	課	長	内	山		修
税	務	課	長	井	上	光	由
都	市整(浦 課	長	広	近	隆	幸

午前9時57分 開会

委員長(竹橋和彦君) 皆さんおはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後に発言していただきますようよろ しくお願いいたします。

議事の進行ですが、議案ごとに詳細にわたる一問一答による質疑を行った後に委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開あるいは質疑の終結を決定し、質疑が終結いたしましたら、個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第1回 定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長(新谷昭夫君) 皆さんおはようございます。

本日は、令和4年第1回定例会へ提案をさせていただいております議案のうち、議案第13号外4議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長(竹橋和彦君) それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

なお、執行部からの説明は、以後、座ったまま行っていただいて結構です。

議案第13号竹原市景観条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長(広近隆幸君) 議案参考資料の7ページのほうをお開きください。

それでは、条例案の説明の前に、少しこれまでの経過等を振り返らさせていただきたい と思います。

景観行政に関しましては、景観法によりまして景観行政団体が担うというふうなことと

されております。この景観行政団体といいますのは、都道府県、政令市、中核市となっておりまして、県内におきましては広島県、それから広島市、福山市、呉市となっております。この景観行政団体には、県との協議によりまして景観行政団体へ移行した自治体がありまして、これまでに廿日市市、尾道市、三次市となっております。

竹原市は、これまで県の景観計画、景観条例、屋外広告物条例によりまして広島県内全体を対象とした画一的なルールに基づく景観行政を行ってきたものであります。しかし、竹原市には町並み保存地区に代表されるような歴史文化的景観のほか、優れた自然的景観等もございまして、今後、市独自の景観行政を推進していくことが望ましいという方針のもと、県との協議を経まして令和2年10月に景観行政団体に移行しております。今後、市独自の計画でありますとか、条例を定めることとなったものであります。

それでは、資料の7ページのほうを説明させていただきます。

議案第13号竹原市景観条例案。

まず、1、提案の要旨であります。

潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、景観計画の策定に係る指針及び景観法の施行に関し必要な事項を定めるものであります。

2番目,この条例案の主な内容であります。

まず、(1)として責務、市民及び事業者の責務を規定しております。

まず、市の責務としましては、景観形成をリードしていくということの重要な役割を果たさなければならないというものであります。

それから,市民,事業者につきましては,景観形成の重要な担い手として市と連携して 景観づくりに参加するように努めると規定をしております。

それから、(2)景観計画の策定であります。

まず、ア、市は景観法第8条第1項の規定に基づき景観計画を定めるとしております。

イとしまして、市が景観計画において重点地区を定めるとともに、良好な景観の形成に関し、特に必要な事項を定めるものとしております。景観計画区域は市内全域としておりますが、特に竹原らしい景観を有する4地区ということで、これまでも説明させていただきましたとおり、竹原駅前周辺地区、竹原シンボルロード周辺地区、たけはら町並み保存地区・周辺地区、忠海市街地周辺地区ということで、4つの重点地区を定めることとしております。

それから, (3) 届出対象行為等,景観法に規定されている行為のほか,景観法に基づき良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為を定め,届出に関し必要な事項を定めるとしております。景観法のほうで建築物の新築,増築,改築等の規定がありますので,条例ではこれ以外の土地の区画形質の変更でありますとか,物件の体積等について規定を定めることとしております。

それから, (4) 届出を要しない行為,景観法の規定に基づく届出の適用除外行為を定めるということで,行為自体は届出対象行為であっても,高さや面積等が一定規模以下のものでありますとか,文化財保護法等,他方の許可を得たものなどは届出の対象外とするというものであります。

それから, (5) 勧告の手続等, 届出行為が景観形成基準に適合しないときは, 市は勧告をすることができると規定しておりまして, 勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは, その旨と当該勧告の内容を公表することができるという規定であります。

それから, (6)変更命令等の手続で,まずアですが,景観計画に定められた4つの重点地区のうち,市長が別に定める地区において,形態,意匠等の制限に適合しない場合,変更命令等を行うことができるというもので,この市長が別に定める地区というのは町並み保存地区・周辺地区としておりまして,この地区では届出対象行為の一部を特定届出対象行為としており、この行為が景観形成基準に適合しない場合には変更命令が出せることといたしております。

それから、イ、市長は景観法第17条第1項の規定により必要な措置ということで、この第17条第1項が先ほど説明しましたアの変更命令のことでありますが、これを命じようとするとき、または原状回復を命じ、もしくは原状回復が著しく困難な場合につきましては、これに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、竹原市景観審議会の意見を聞かなければならないと規定をしております。

(7) この竹原市景観審議会でありますが、市の良好な景観の形成に関する重要な事項について意見を求めるなどのため、附属機関として竹原市に景観審議会を設置するものとしております。構成としましては、学識経験者でありますとか、関係行政機関あるいは関係団体の推薦する者というふうなことを予定しております。

この景観審議会のほうですが、変更命令以外にも、先ほど前のページの(5)で説明させていただきました勧告を出す場合でありますとか、景観計画を変更する場合にも意見を聞くものとしております。

以上、景観条例の主な内容として挙げさせていただきましたが、これ以外にも幾つかの 条文を規定しておりまして、特に外観の優れた建造物でありますとか、樹木を景観重要建 造物、景観重要樹木に指定することができることでありますとか、景観まちづくり団体の 認定、あるいは良好な景観形成に対する支援策等についても規定をさせていただいており ます。

3番目,施行期日でありますが,公布の日としておりますが,先ほど説明の2の(3)から6までについては,令和4年7月1日からということで,これは行為の届出等ということで一定の周知期間が必要ということになりますので,6月いっぱいまではこれまでどおりの県条例に基づいて届出等を行っていただくということとしております。

それから、10ページのほうをお開きください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の新旧対照表となっておりまして、左側が改正後となっておりまして、竹原市都市計画審議会の下に竹原市景観審議会ということで、会長、副会長、委員ということで日額支給額として、会長は7、600円、副会長7、100円、委員7、000円ということで、こちらのほうも改正をすることといたしております。

説明は以上となります。

委員長(竹橋和彦君) ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宮原委員。

委員(宮原忠行君) 国土交通省都市地域整備局都市計画課の景観法の逐条解説によれば、この景観法の施行に当たっては財政上の措置を講じなさいというのが衆参の国土交通委員会で決議されているのよね。それで、この景観条例を施行するに当たって、そうした財政的な裏づけというものが制度化されているのかどうか、その点について確認をさせてください。

委員長(竹橋和彦君) 都市整備課長。

都市整備課長(広近隆幸君) この景観条例ということで、先ほども説明させていただいたのですが、第19条になっておりまして、こちら良好な景観形成を推進しようとする市民、団体、事業者に対する支援ということで条例のほうにも規定をさせていただいております。それで、財政上の支援ということでありますが、こちらのほうも来年度当初予算に

も計上させていただいているのですが、国庫補助事業補助金を活用させていただいております。

内容としましては、建築物の新築、増築、改築等に伴います外観の修景、こういったものに対しまして町並み保存地区・周辺地区は最大で補助率2分の1を上限としまして、金額は100万円、それから町並み保存地区・周辺地区以外の3つの重点地区につきましては、同じく補助率は2分の1ですが、補助金の上限額を50万円、それから沿道建造物の外観の修景とか建築設備の遮蔽、そういったことをしていただける場合には、補助率同じく2分の1、上限は10万円と、最後に屋外広告物の除却でありますとか修景、こういったものに対しても同じく上限10万円ということで、こういった支援をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長(竹橋和彦君) 宮原委員。

委員(宮原忠行君) 次に、例えば竹原市屋外広告物条例案等だったら罰則規定がある。 その法の施行というか、実効性を担保するための罰則規定があるよね。そして、景観法でも100条から107条までにそれぞれ個別に罰則を設けている。ところが、竹原市景観条例には罰則規定はないわね。例えば公表するとか勧告するというものはあっても。だから、ある意味で言えば、担保力というのは公表しかないような感じがする。そして、そうした場合に、例えばどういうふうにして実効性を担保するというか確保するというか、そういう方策については検討はされたのですか、されていないのですか。

委員長(竹橋和彦君) 都市整備課長。

都市整備課長(広近隆幸君) 町並み保存地区・周辺地区につきましては、少しハードルが高いといいますか、厳しい規定を設けておりまして、特定届出対象行為ということで、こちらのほうは変更命令まで出せるというふうなちょっと厳しめなことになっておりますが、これ以外の地区につきましては、先ほど委員おっしゃられたとおり、勧告までというふうなことであります。

届出をされる際に、当然そういった機会が事業さんとか個人の方とか来られると思うのですけど、こういった景観形成基準があるということをしっかりと説明して理解をしていただいて、それに沿ったような施工をしていただくというふうなことが、市として十分そこの理解を得るというふうなことが重要なこととなるものと考えております。

委員長(竹橋和彦君) 宮原委員。

委員(宮原忠行君) 基本的には関係住民の,あるいは事業者の善意といえばおかしいかも分からないが,それに頼らざるを得ないような状況だよね。ではないかと思うのよ,私は。そうではないのなら,そうではないのだというふうに言ってほしいと思うのだけれども。

それで、例えば関係住民とか事業者等の理解を得るためには、景観法で言うと景観重要 公共施設の整備であるとか、景観農業振興地域整備計画等も規定をされているのよね。そ うすると、やはり住民とか事業者に対してそれだけのものを求めるとするならば、竹原市 のほうもそうした重点地区等における公共物、例えば河川であるとか、水路であるとか、 そうしたことも含めて、やはり市の決意というものも私は問われるのではないかと思うの よね。

そして、今般の市長の挨拶の中、挨拶というか決意表明の中でも、潤いある豊かな生活環境の創造や活力あふれる地域社会の健全な発展を目的として景観計画策定指針などの重要事項を定める条例案や、良好な景観形成や風致の維持などを目的として屋外広告物に対する必要な規制を定める条例案と、こういうふうに出されているわけよね。

そうなってくると、来年度当初予算はこれから審議していくのだけれども、やはり長い営みになっていくわけよね。そして、そうした取組というのが、ある意味、今を生きる我々だけではなくて、そうした竹原らしい特色ある景観が形成されるとするならば、将来の市民への贈物になるというか、遺産になるというか、そうしたものにしなければいけないのよね。

そうなってくると、ここは例えば担当課長や担当部長ではちょっと難しい面があるから、そうしたところを含めて副市長のほうで、今私が提供させていただいた問題に対してどういうふうに答弁いただけるか。もっと言えば、やはりこれだけのものを出して、市民の間にもお願いをしなくてはならないわけよね。財政的な負担もあるでしょう。いろんな制約もあるでしょう。だとするならば、やはりこれだけのものを出していくのだという一つの担保とすれば、特に農業振興計画なんかでもそうです、なってくると、やはり事務も総括する副市長として、そうした将来の財政運営を景観形成を担保をしていくためのやはりそれなりの決意表明なり何なりをしてもらわないといけないのではないかと思う。そして、答弁できる範囲でいいので、答弁をお願いしたいと思います。

委員長(竹橋和彦君) 都市整備課長。

都市整備課長(広近隆幸君) すみません、これは先ほど1つ前の御質問のときに罰則の

ところでちょっと漏れておりましたので。

先ほどは私のほうから、特定届出行為ということで町並み保存地区については変更命令まで出せるということだったのですが、こちらのほうは景観法のほうでその他についても、例えば通常の届出対象行為の届出をしなかったものとか、例えば景観重要建造物群を指定した場合に、そういった適正管理に関する勧告とか、そういったものに違反した場合、そのほか景観法のほうで罰則規定、過料ということになりますが、そういったものは景観法そのものに規定がしてありますので、そういったところで一定の担保ということで、すみません、先ほど答弁が一部漏れておりました。

委員長(竹橋和彦君) 宮原委員。

委員(宮原忠行君) 私,そうではないのかなと思ったのだけど,それを言うのだったら,例えば屋外広告物条例は罰則規定がありますよね,そうでしょう。それなら,同時に出ているのよね。もともと屋外広告物法は,やっぱり一つの美観とか風致とか,そうしたものを確保するためにつくった。そして,一方の広告物条例には罰則規定があり,そして竹原市の景観条例には,景観法にはさっきも言ったように100条から107条までそれぞれの項目に対する罰則は設けている。そうだろう。

そして、そうなってくると、広告物条例には罰則規定はあるよ、景観条例には罰則規定はないよとなってくると、やっぱり腰が引けているのではないかなという気はするよね。両方出ているのだから、セットで。それはセットで出さないといけないから、セットで出しているわけでしょう。それで、一方は、いやいや、授権をしてくれた景観法に基づいて罰則はしますよというのだったら、何かまどろっこしい感じがするよね。そしたら、何のために竹原市独自の景観条例をつくる必要があるのですかということになってくるだろう。だから、そこに、この景観を今を生きる我々だけではなくて、子々孫々に至るまでの公共用の財産として磨き上げていくのですよと、つくり上げていくのですよというのであるならば、やはりそこら辺の担保をするための竹原市の条例で制定する必要もあったのではないのか。

委員長(竹橋和彦君) 都市整備課長。

都市整備課長(広近隆幸君) 確かに今回,条例案として,竹原市景観条例案と屋外広告物条例案ということで上程をさせていただいておりまして,どちらも非常に関係が深く,良好な景観形成をして,これから取り組んでいくということで併せて上げさせていただいておりますが,まず景観法のほうでは,法律そのものにこういう場合にはということで先

ほど申しました罰則規定があるのですが、屋外広告物法のほうでは、この次の議案の説明になるのですが、屋外広告物法第34条のところで、条例で必要な制限等を規定することになっているのですけど、その制限等に違反した場合には条例に定めるところで罰則なり過料を科すというふうな規定がありまして、これに基づきまして屋外広告物条例のほうでは条例案のほうに罰則規定ということで記載をさせていただいているということになっております。

委員長(竹橋和彦君) ちょっと待ってください。

建設部長。

建設部長(梶村隆穂君) 今,課長のほうからも説明がありましたけども,その法律の仕組みとして,市のほうで定める条例に定める内容の委任の範囲が,今の景観法のほうと屋外公告物法のほうでちょっと違いが,それは特に罰則のところで違いがありまして,今みたいなお話ということで,ですから屋外広告物条例のほうのみに罰則規定が明記されるという形になっているということです。

宮原委員のほうでお話しいただいている市としての決意というか、そういったところに つきましては、私の捉え方は景観法にのっとって、今回、市の景観条例を定めるというと ころで、まずその第1の大きなスタンスがあるということで、またちょっと副市長のほう からもお話があると思うのですけども、私のほうの捉え方は、まずその景観条例を市とし て定めるというところで、将来にわたってそういう景観、竹原らしい景観を守っていくと いうところの姿勢をまずは示しているのではないかなというふうに思っていますので、御 理解いただければなと思います。

以上でございます。

委員長(竹橋和彦君) 宮原委員。

委員(宮原忠行君) そこで部長ね、ちょっとそれでは私満足できない。というのは、やはりこの委員会においても様々な計画が出てきて、委員の中からも企画政策の後ろ行ったらいくらあるのかと、そういう計画書が。どっちみち埃かぶるのだろうという批判もあるのよ。だからこそ、私も都市計画審議会の委員だから、だからこそこの景観条例が目指すところの竹原市の特色ある景観というものをどう築き上げていくのか、磨き上げていくのか、そのことの担保はやっぱり計画だけではいかない。その計画を実施するための、ある意味で言えば将来の子や孫に対する、子孫に対する遺産をつくり上げていくということだから。だから、当然そうしたものには金がかかるのよ。だとするならば、やはり担当部課

長を越えたところの事務の統括責任者としての副市長としての答弁はどうしてももらわな ければいけないのよ。

以上。

委員長(竹橋和彦君) 副市長。

副市長(新谷昭夫君) 本市のほうで約3年前というか、元年度ぐらいからこの景観に関する計画であったりとか、あるいは条例等に関していろんな検討も進めてまいりました。 事前のいろんな会議等も、いろんな専門家の方の意見を聞きながらこれまで協議を進めてきて、今回こういう形で景観計画の前提となる条例案という形で上げさせていただいているところでございます。

御承知のとおり、先ほども一部説明もありましたけれども、県内でもともと県がふるさとの景観に関する条例という形をつくりつつ、あと尾道市であるとか、あるいは宮島を控える廿日市市であるとか、三次市等もありますけれども、それぞれ特色のある地域という部分の景観を保全するために、それぞれの市町で取組が進められてきておりまして、県内で7番目という状況ではございます。

本市におきましても、もともと町並み保存地区を中心としまして、こうした、町並みあるいは景観ということに対する市民の皆さんの御理解もいただきながら、こうした保存という形を取り組ませていただいてきているところではございます。今回、こうしたある意味でも下地は一応あるというふうには思いますけれども、こうして町並み保存地区だけではなくって、今おっしゃられたように、できれば後世に残していけるような町並みという部分を重点地区としてでも指定をさせていただいて、市民の皆様方あるいは事業者の皆様方の御協力もいただきながら、また十分な財源があるということではございませんけれども、可能な限りの支援もさせていただきながら、委員のお話のありましたような我々の子や孫、後世にできる限りのそうした良好な景観というものを維持あるいは残していきながら、引き続き竹原市のこうしたいい町並みというものを残した中で、地域をよりよいものにしていくという取組を行わせていただくという覚悟でもって取り組んでまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

委員長(竹橋和彦君) 宮原委員。

委員(宮原忠行君) あと答弁はいいからね、私のその感想というか、要望というか。

どこへ行っても、私全部行っていないから分からないよ。そうした小京都とかいろんな そういうふうに言われているところは、やっぱり水との関わりがある。だから、景観法の 中にも重要公共物とかいろいろ出ているわけよね。だから、例えばそうした町の、あるいは歴史ある町の水のたたずまいというのは非常に大事な要素になってくる、景観の上で。そうなってくると、やはりそこら辺も市民の皆さんあるいは関係住民、事業者が、なるほど市もここまで腹をかけてやっていっていると、川もきれいになったねと。例えば本川のがん木もいいものになったね、きれいになったね、これなら我々も協力しなければならないねというものを見せていかなければ、なかなかきれいにしましょう、整えましょうどうのこうの言っても、実際の財政的な負担ということを考えれば、なかなか二の足、三の足を踏む。だからこそ、そこのところを背中を押すためにも、まずそうした重要公共物等に対して市が整備をしていくという決意はやっぱり私は要るのだろう思う。そして、これ以上、答弁を求めてもいけないから、総括のときに市長に答弁をしてもらうかどうかは、もう一晩考えてみる。

以上。答弁はいいです。

委員長(竹橋和彦君) 字野委員。

委員(宇野武則君) これ7月1日から施行になるわけですが、せっかくですから駅前がエリアに入っているということで、景観条例以前の問題だろうと思うのですが、大岡の本店のほうが解体しまして、家が1軒残っている。2階建だから、3階に建て増ししているので。建て増しというて、ブロックか何か分からないのだが、片一方の塀がもうなくなって、風が吹いて、いつ飛ぶやら分からないような状態で、よそから来た人は皆あそこへ立ち止まって見ているわけよ。それで、これは景観条例ではない、危険条例にしてもらわないけないぐらいだが、間違いなしに15メートルか20メートルぐらいの風が吹いたら飛ぶのではないかという、一方の塀はもうツーツーです。そして、そういうものはどういうふうにこれから、7月の施行ぐらいまでにある程度交渉して撤去してもらわないとならないと思うのですが、その点どうですか。

委員長(竹橋和彦君) 都市整備課長。

都市整備課長(広近隆幸君) 先ほどの件でありますが、確かに非常に危険な状態ということは、店舗のほうが解体された後、見てとれるようになっているのですが、こちらにつきましても問題意識はありまして、建築物の指導の立場にあります県の西部建設事務所のほうと連携を取りながら、県のほうも実態を確認をしていただいて、指導のほうということで直接所有者の方と協議なりをされているということで認識をしております。

委員長(竹橋和彦君) 宇野委員。

委員(宇野武則君) 住んでいるのかいないのか、私も分からないのだが、どっちにして もやっぱり何かあったら困るので、協議もいいのだが、やっぱり間違いなくあれを見たら 危険だからね。やっぱりそういう風が吹いた折、下を通行していた場合に、何か事故があ ったら遅いので、やっぱりできるものは早くやってあげなさい。私はあまり遅くやるのは 好きでないのでね。ひとつよろしくお願いします。

委員長(竹橋和彦君) 答弁よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(竹橋和彦君) ないようでしたら、次に参ります。

議案第14号竹原市屋外広告物条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長(広近隆幸君) それでは、議案参考資料の11ページのほうをお開きください。

この説明に入ります前に、まず屋外広告物でありますが、こちらのほうも景観形成を図っていく上で非常に重要な要素となるということで、景観条例と同様にこの機会に独自条例を定めることとしております。

屋外広告条例でありますが、こちらのほうは屋外広告物法に基づきまして定めることとなっております。屋外広告物の表示の禁止制限、あるいは許可の手続、それから表示方法等の基準、それから違反に対する措置、これらを規定するものとなっております。

それでは、議案第14号竹原市屋外広告物条例案。

まず、1、提案の要旨としまして、市内における良好な景観を形成し、もしくは風致を 維持し、または公衆に対する危害を防止することを目的として、屋外広告物について必要 な規制を定めるものであります。

2番目,この条例の主な内容につきまして, (1)屋外広告物及び掲出物件の制限等であります。まず,この屋外広告物の若干定義ということになりますが,広告物としましては貼り紙とか立て看板,そういったものになっております。掲出物件は,これは広告物を表示とか掲出するために設置する広告塔でありますとか掲示板,こういったものになっております。

まず、ア、禁止する地域であります。次の地域または場所においては、屋外広告物を表

示し、または掲出物件を設置することを禁止する。具体的には、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区等、これらのうち市長が指定する地域または地区としております。それから、文化財保護法、広島県文化財保護条例、竹原市文化財保護条例の規定により指定された建造物及びその周辺等ということで、こちらのほう、国の重要文化財の指定を受けております春風館、復古館のこの建物とその周辺50メートル以内、こちらのほうを計画しております。次に、官公署、学校、図書館、その他市長が指定する公共施設の建物及びその敷地ということで、こちらのほうにつきましては一律禁止とすることとしております。

次に、イ、こちらは禁止する物件となります。次の物件に屋外広告物を表示し、または 掲出物件を設置することを禁止する。こちらのほうは具体的には街路樹でありますとか路 傍樹、それから銅像、神仏像、記念碑、その他これらに類するものとしておりまして、そ の他交通安全の観点等から、トンネルでありますとか信号機、あるいは郵便ポストなども 禁止することとしております。

それから, ウ, 屋外広告物を表示し, または掲出物件を設置しようとする者は, 市長の 許可を受けなければならないとしております。

続きまして、エ、屋外広告物を表示し、または掲出物件を設置する制限の適用除外ということで、先ほど説明させていただいておりますアからウの例外となります。具体的には、公職選挙法による選挙運動のために表示する屋外広告物、または設置する掲出物件。それから、自己の氏名、名称、店名または自己の事業もしくは営業の内容を表示する屋外広告物または掲出物件で規則で定める基準に適合するもの。いわゆる自家用看板と呼ばれる広告物であります。

それから、オ、次の屋外広告物または掲出物件については、表示し、または設置することを禁止する。具体的には、形状、面積、色彩、意匠、その他表示の方法が著しく良好な景観の形成または風致の維持を害するおそれのあるもの。それから、公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのあるもの。道路交通の安全を阻害するおそれのあるものであります。

次に、カ、条例の規定に違反した屋外広告物または掲出物件については、設置する者または管理者に対し、表示もしくは設置の停止を命じ、または5日以上の期間を定めて改修等、ですので移転とか除却等といったことになりますが、こういった必要な措置を命ずることができると規定しております。

それから, (2) 手数料, 屋外広告物の表示, 掲出物件の設置に関する許可を受けた者

が支払うものとなります。これは広告物の種類でありますとか、大きさ、光源の有無によって金額を条例に定めております。例示としまして挙げておりますが、例えばアの場合、平看板、広告塔、掲示板の場合ですが、10平方メートル以下のものにつきましては、光源を使用したものであれば1、780円、光源の使用がないものであれば1、060円といった内容となっております。

少し飛びますが、イ、立て看板、こちらのほうは個数によりまして、1個につき530 円となっております。

次に、(3) 罰則となります。屋外広告物法では、制限等の違反に関する罰則を条例で 定めることができると規定をされております。ですので、これまでの県条例や他市と同様 の内容としておりますが、本市の条例におきましても、これまでどおりの同じ内容で規定 をしておりまして、市長の改修、移転、除却等の命令に違反した者は50万円の罰金に処 する。禁止地域、禁止物件等の規定に違反して設置した者は30万円以下の罰金に処す る。虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者 は20万円以下の罰金に処するといった内容となっております。

以上,主な内容を説明させていただきましたが,これ以外にも屋外広告物の許可の基準でありますとか,設置した広告物の点検,管理義務,立入調査等についても規定をしております。

それから、14ページから16ページを御覧ください。

これまで市の手数料条例の中で県条例による手数料の規定をしておりましたが、今後、 市の屋外広告物条例の中にこういった手数料を規定することで、この市の手数料条例から は削除することといたしております。

12ページのほうへ戻っていただきまして、3番の施行期日であります。令和4年7月 1日としております。こちらのほう景観条例の施行の整合を図るということで、7月1日 とさせていただいているものであります。

説明は以上になります。

委員長(竹橋和彦君) ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

堀越委員。

委員(堀越賢二君) この屋外広告物については、新たに設置をするものと考えてよろし

いでしょうか。

委員長(竹橋和彦君) 都市整備課長。

都市整備課長(広近隆幸君) 施行期日を7月1日といたしておりますので、それまで6月30日までは県条例に基づきまして申請等も行っていただきまして、ただし7月1日以降、市のほうに新たな条例によりまして事務を行っていくのですが、継続して設置している場合は、これまでどおり7月1日までは、許可期間までは大丈夫なのですけど、許可の期間が最長1年となっておりますので、一部重点地区等におきまして、やや厳しめのルールづくりになっておりますので、そういったところにこれまでは許可がされていたものであっても、今後一部に関してはちょっと抵触してしまうという事例が生じますが、それは今後、現在の許可期間が満了した以後、適用されるということで、そちらのほう、それ以後は竹原市の基準に沿った内容で設置をしていただくということになると思います。よろしくお願いします。

委員長(竹橋和彦君) 堀越委員。

委員(堀越賢二君) 先ほどの景観条例のほうともセットというものになろうかと思いますが、先ほどの重点地区で言うと、竹原シンボルロードとか、あちらのほうの周りのほうが町並み保存地区から竹原市を見たときの屋外広告物の大きさであったり、色であったりとかというのは以前から少し気になるものもあります。そういったようなものが先ほどの言う重点地区という中にシンボルロードも入っていますので、そちらのほうの屋外広告物等々が規制の対象となり得る場合があるという認識でよろしいでしょうか。

委員長(竹橋和彦君) 都市整備課長。

都市整備課長(広近隆幸君) 国道432号沿いを重点地区ということで、竹原駅から賀茂川の土手へ合流するまでの区間を区域設定をしておりますが、こちらにつきましては西方寺の普明閣からの眺望景観ということに配慮をいたしまして、屋外広告物のうち、高さ13メートルを超える部分につきまして、ほかの地区と異なり、やや高めの設定といいますか、具体的には保存地区の建築物の色彩基準に準拠するというふうなことにしておりますので、これまで許可になっていたものが一部適合しないというふうなことも生じるということになっております。

委員長(竹橋和彦君) 堀越委員。

委員(堀越賢二君) やはり先ほどの景観条例と併せてということになります。市民の皆 さんはもちろんですけれども、観光で来られたお客様が大体観光するであろうという、先 ほどありました西方寺のほうからの景観であったりというものが今後改善していくという 意味合いだろうと思います。具体な名称等は申しませんが、そういった企業としてのPR も大変大切なことではありますけれども、竹原市の景観、そういった竹原市の財産に対し ての理解を求める、そのお願いというか、そういったようなところもしっかり丁寧に進め ていただいて、今後改善されることを望みますが、いかがでしょうか。

委員長(竹橋和彦君) 都市整備課長。

都市整備課長(広近隆幸君) この屋外広告物、景観条例もしかりなのですが、いずれも 私物に対する制限ということであるのですが、竹原市の重要な課題であります良好な景観 形成を図っていくということで御理解をいただくということでありますが、そういったこ とでこれまでも住民アンケートから始まって、住民の方との勉強会でありますとか、重点 地区についてはそういった個別の説明会等もしておりますけど、これからも竹原市だけで 景観行政は実施していくことは到底できないので、市民、事業者の方にも協力であります とか、しっかり情報提供もしながら、協働する中でしっかりこの景観づくりを進めていき たいというふうに考えております。

委員長(竹橋和彦君) ほかにございませんか。

宮原委員。

委員(宮原忠行君) 総括質疑でもあったのだけど、京都市の場合で言うと、景観条例だったか、屋外広告物条例だったか知らないけれども、京大の立て看板が非常に大きな問題なったのよ、政治問題化したというか。そして、それは政治信条の自由とか、表現の自由に関わっての論争を引き起こしたわけよね。

そして、総括質疑の中で私なりの解釈で言うと、例えばそうした政治信条に基づく政治活動、政党活動、あるいは表現の自由等に関して、今までと変わった取扱いというのは、 私基本的にないのではないかと思っている。今まで県にあったものが市に下りてきて、そ して竹原市の屋外広告物条例になったから、特段規制を加えたというようなことは全くないよね。そういうふうに理解してよろしいですか。

委員長(竹橋和彦君) 都市整備課長。

都市整備課長(広近隆幸君) 委員おっしゃられるとおり、基本的には県の条例、景観条例でありますとか屋外広告物条例をおおむねほぼ踏襲した内容となっておりまして、一部少し厳しめ、ハードルが高くなっているのがこの重点地区ということでありますので、極端にこの条例制定をスタートとして新たにするというものではなくって、一部について特

に竹原らしい景観を有している、そういった県内の画一のルールでなく、そういった特に 取組が必要であるというところに少しハードルを上げたということで、基本的にはこれま でどおりの内容となっております。

委員長(竹橋和彦君) 宮原委員。

委員(宮原忠行君) それと、ちょっと実務的な話になるのだけど、施行は7月1日からと言ったよね。これ私も大分認知が進んできているから確かなことは言えないのだけど、今までは県から事務の移譲を受けてしていたのではないかと思うのよね。そうではなかったかね。そして、だとすると、ある程度の件数等については把握はできているよね。そこら辺どうですか。

委員長(竹橋和彦君) 都市整備課長。

都市整備課長(広近隆幸君) 委員が言われるとおりでありまして、事務についてはこれまでも県のほうから事務移譲ということで、市のほうで実施をしてまいりました。おおむねの件数ということで、過去3年ということにはなりますけど、新規の件数は屋外広告物、大体年平均で7件程度、それ以外はほぼ1年間の期間がありますので更新ということで54件、合わせて61件というふうなことであります。

以上です。

委員長(竹橋和彦君) 宮原委員。

委員(宮原忠行君) そして、ちょっと確認の意味であれさせてもらったのだけど、私の 感覚で言うと、昔の商工観光課でこれを扱っていたと思う。それで、いつから都市整備の ほうへこの事務が移譲になったのかね。分からない、分からないならいい。

委員長(竹橋和彦君) 宮原委員。

委員(宮原忠行君) というのは、私はかなりの件数があって、都市整備課の事務負担が相当増えるのではないかという心配をしていた。それなら、そうすると全部で60件ぐらいかな。そうすると、この事務を竹原市の自治事務としてやっていっても、都市整備課の職員の負担が大きくなってどうもならないよ、というような状況ではないというふうに理解してよろしいですか。

委員長(竹橋和彦君) 都市整備課長。

都市整備課長(広近隆幸君) 負担という意味ではほぼ増加するものはないのですが、するとすれば、このたび新しいルールをつくりますので、そこの重点地区ということになりますが、そこでの審査が新しい基準での審査ということで、新たな事務が発生するという

ことで、事務の量自体はこれまでとおおむね変わらないものと認識しております。 委員(宮原忠行君) それでいいです。あまり変わらないのだろうから、いいです。 委員長(竹橋和彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(竹橋和彦君) ないようでしたら、建設部は退席していただいて結構です。 ここで暫時休憩いたしたいと思います。5分まで。訂正、10分まで。

午前10時57分 休憩

午前11時12分 再開

委員長(竹橋和彦君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第15号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。 提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長(井上光由君) それでは、議案第15号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書31ページと議案参考資料17ページになります。

改正の内容につきましては、市民福祉部の議案等補足説明資料で説明いたしますので、 2ページの令和4年度国民健康保険税の見直しについてを御覧ください。

改正の要旨といたしまして、地方税法の一部が改正され、国民健康保険制度の運営が県 単位化されたことに伴い、県内の医療費等から推計された標準保険料率を参考に各種税率 及び税額を定めるものであります。

それでは、1の竹原市国民健康保険税率の見直しに係る激変緩和措置について、(1) 対応方針として広島県が示す標準保険料率を適用した上で、医療保険分の均等割額に財政 調整基金を繰り入れ、激変緩和措置を行います。

- (2) 方針の目的として、低所得者層への影響を考慮し、医療分の均等割額を県が示す標準保険料率よりも低い水準から段階的に増額し、純統一保険料率に近づけます。
- (3) 方針の内容について、県が示す純統一保険料に令和4年度から2年かけて到達するように、令和4年度の均等割額を設定します。その設定額等については、後ほど2のほうで説明いたします。
- 次に, (4) その他につきましては, 県は令和4年度の施策として, 保険料の急激な上昇を抑えるため, 算定額に引下げ財源11億円を充当します。この充当によって令和4年

度の税率は引き下げられますが、次の令和5年度においてはこの11億円相当の充当が行われない可能性がありますので、その場合は標準保険料率の増額が見込まれます。

2,現行税率と標準保険料率及び激変緩和措置適用後の保険税率比較の表を御覧ください。

先ほどの激変緩和方針において県が示す純統一保険料に令和4年度から2年かけて到達するように均等割額を設定することとして、令和4年度の医療分の均等割額を2万7,20円といたします。

①が令和3年度現行の保険税率、②が令和4年度標準保険料率で県が示したものになります。③が令和4年度の保険税率案になります。①の現行と③の案を比較いたしますと、所得割では①の所得割の合計が11.10%、③の合計が11.11%で、0.01%の増額となります。1人当たりの均等割額では、①の合計4万6、000円から③の合計が4万8、100円となり、2、100円の増額となります。1世帯当たりの平等割額では、①の合計額が3万200円から③の合計が2万9、800円となり、400円の減額となります。

①,②,③の太い枠で囲んでおります医療分の均等割額を御覧ください。

①令和3年度現行は、本市独自の激変緩和措置として医療分の均等割額を引き下げて2万6、500円としておりますが、県が示した②では2万8、500円へ引上げになります。③の本市独自の激変緩和措置として、基金から654万300円繰り入れて、2万7、200円へ引き下げます。対前年度比で700円の増額になります。

次に,3の令和3年度現行と令和4年度案,激変緩和措置適用後の税額,調定額の比較の表を御覧ください。

これは1月11日時点の本市の国保加入世帯数、被保険者数を、令和3年度と令和4年 度案、それぞれの税率を当てはめて試算した調定額を比較しております。

調定額が①現行の4億3,790万1,550円から,②令和4年度激変緩和措置適用後の4億3,697万1,950円となり,差引き92万9,600円,1人当たりで159円,増減率で0.21%の減額となります。

次に、4の1人当たりの調定額の比較の表を御覧ください。

平成29年度から令和4年度案までの調定額の推移になります。令和3年度までは、当 初賦課時点における世帯数、被保険者数を用いて各年度の税率で計算した額、令和4年度 は、本年1月11日時点の本市の国保加入世帯数、被保険者数を当てはめた数値を比較し ております。

1人当たりの調定額は、①平成29年度が8万7,683円,新制度へ移行した②平成30年度が7万9,096円,③令和3年度が7万4,778円,④令和4年度案が7万4,620円になります。県単位化への制度改正により、平成30年度の1人当たりの調定額は、新制度へ移行する前の平成29年度より8,587円減少しておりますが、令和4年度案の1人当たりの調定額は、新制度へ移行した平成30年度よりさらに4,476円減額になっております。この減額の主な要因は、先ほど説明いたしましたが、保険料の急激な上昇を抑えるため算定額に引下げ財源11億円を充当することによるものであります。

次に、5の激変緩和期間中の基金の見込額の表を御覧ください。

- ①の令和4年度当初の基金残高見込額につきましては、4億1、653万1、780円になります。
- ②の収納不足見込額につきましては、県単位化後は県の決定した納付金を保険税を主な 財源として県に支払いますが、その額が2年間で1、500万円の不足額を見込んでおり ます。
- ③の令和4年,5年度の保険税の激変緩和の財源といたしまして,令和4年度は654万300円を,令和5年度は320万円の繰入れを見込んでおります。
- ④の令和4年度,5年度の年度間調整分は,令和4年度は令和2年,令和5年度は令和3年度の決算に伴います県納付金の追加分になります。令和4年度は966万5,111円を,令和5年度は1,030万円の繰入れを見込んでおります。
- ⑤は、乳児医療費等の福祉医療において本市独自の医療助成制度を行うことで県交付金が減額される額に対する補填である地方単独事業の減額調整分及び収入の激変緩和等による国民健康保険税の減免分の補填として、2年間で2、736万6、344円を見込んでおります。
- ⑥は、①令和4年度当初基金残高から②から⑤の各項目を財政調整基金から取り崩して差し引いた額3億4、446万25円が令和5年度末の基金残高になります。令和6年度以降の基金保有額につきましては、県が示す標準保険料率見込額のおおむね3か月分1億3、724万7、000円程度を保有するのが適切と考えております。また、平成30年度に県単位化になった後も保険事業等の経費として広島県から毎年度交付されておりましたインセンティブ分が令和6年度から廃止されます。インセンティブ分とは、特定健診受

診率や税の収納率等が交付基準を上回ったときに交付されるもので、本市におきましては 毎年度2,000万円から3,000万円程度交付されておりますが、令和6年度以降に おいて安定的に保険事業等を行うための費用として約2億円程度の基金を残すこととして おります。

続きまして, 市民福祉部の議案等補足説明資料の3ページを御覧ください。

地方税法の一部改正に伴い、6歳に達する以後の最初の3月31日以前である被保険者、いわゆる未就学児の国民健康保険税を軽減いたします。

改正の内容につきましては、未就学児の国民健康保険税基礎課税額分及び後期高齢者支援金等課税額分の被保険者均等割額を5割軽減するものであります。これは全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するための改正で、子ども・子育て支援の拡充を目的に導入されたものになります。

令和4年度の税率では御覧の表のとおりになります。

施行期日は、令和4年4月1日となっております。

この未就学児に係る均等割額の軽減につきましては、かねてより全国知事会から国へ要望していたものが実現したもので、引き続き軽減の対象年齢の拡大や軽減額の拡充について要望していくものと聞いております。

以上, 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についての説明になります。 委員長(竹橋和彦君) これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(竹橋和彦君) ないようですので、次に参ります。

議案第18号令和3年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長(井上光由君) 議案第18号令和3年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)につきましては、市民福祉部の議案等補足説明資料にて説明いたしますので、 8ページのほうを御覧ください。

1,歳入の(1)医療給付費現年課税分につきましては、当初予算を下回るため減額補 正を行うものであります。理由につきましては、被保険者の負担軽減を図るため、本市独 自の緩和施策として県内の医療費等から推計された標準保険料率から減額したことによる もので、令和3年度当初予算には反映されていないものであります。あわせまして、被保 険者数が見込みより少なかったため、総所得金額や被保険者数で積算する均等割額などが 当初の見込みを下回るため減額するもので、補正額は647万6、000円を減額するも のであります。

(2)後期高齢者支援金現年課税分及び(3)介護納付金現年課税分につきましても、当初予算を下回るため減額補正を行うものであります。理由につきましては、先ほどの医療給付金現年課税分と同様に被保険者数が見込みより少なかったため、総所得金額や被保険者数で積算する均等割額などが当初の見込みを下回るため減額するもので、補正額は(2)後期高齢者支援金現年課税分が258万7,000円減額,(3)介護納付金現年課税分が99万1,000円減額するものであります。

委員長(竹橋和彦君) 市民課長。

まず、9ページを御覧ください。

市民課長(内山 修君) (4)からは私のほうから御説明をさせていただきます。

9ページの災害臨時特例補助金でございます。45万6,000円の増額を予算計上させていただきたいと思います。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして一定程度収入が下がった被保険者の減免分につきまして、国のほうが60%補助をしていただけるものでございます。

続きまして, (5) 普通交付金でございます。県支出金におきまして1億7, 232万2,000円を減額いたします。これにつきましては,過去の実績から保険給付金の全額を県から交付されるものとあります。しかしながら,当初の見積りよりも保険給付費が下回る見込みとなったものでございます。歳出のほうでまた詳しく御説明させていただきます。

続きまして, (6) 県繰入金でございます。県繰入金につきましては420万円を減額させていただきます。理由につきましては, 医療費の適正化や保険税収納率の向上に必要な費用等が県から交付されるものでございます。生活習慣病特別対策事業費の交付額が当初の見込みを下回るため, 減額をするものでございます。理由につきましても歳出のほうで御説明をさせていただきます。

続きまして10ページを御覧ください。

10ページ, (7)保険基盤安定繰入金保険税軽減分でございます。544万5,00

0円を減額させていただきます。これにつきましては、低所得者に対する保険税軽減相当額が公費から補填されるものでありますが、医療後期高齢者支援分の保険税軽減対象被保険者数が当初3,753名と見込んでおりましたが、実績といたしましては3,707名,46名の減ということで減額の補正をさせていただきたいと思います。

続きまして、(8)でございます。保険基盤安定繰入金保険者支援分でございます。4 16万4、000円を減額させていただきたいと思います。理由につきましては、低所得者を多く抱える市町村を支援し、中間所得層を中心に保険税負担を軽減をするため、保険税軽減の対象となった一般被保険者の数に応じて、平均保険税算定額に一定の割合が公費から補填されるものでございます。先ほどと同様に実績の見込みといたしまして3、753人の見込みでございましたが、実績が3、707名ということで46名の減ということで減額の補正をお願いしたいと思います。

続きまして、(9)出産育児一時金等繰入金でございます。これについても308万円の減額をお願いしたいと思います。これについては、対象者、予算ベースで過去3年間の実績で平均17名を見込んでおりましたが、決算見込みでは6名ということでございますので、減額をさせていただきたいと思います。

続きまして、11ページを御覧ください。

11ページの(10)の財政安定化支援事業繰入金でございます。これにつきましては、321万6、000円の増額をお願いしたいと思います。理由につきましては、保険財政の健全化や保険税負担の平準化に資するために、地方交付税措置対象額が一般会計から補填されるものでございます。

続きまして、(11)国民健康保険財政調整基金繰入金でございます。これにつきましては、実績値につきまして繰入金を105万5、000円減額ということで、歳入調整の財源ということでございます。

そして最後, (12)前年度繰越金でございます。繰越金につきましては2, 152万7,000円を増額いたします。理由につきましては,令和2年度国民健康保険特別会計精算に伴う前年度繰越金の増額補正ということでございます。既に令和3年9月に,県,国へ返還金財源195万4,000円を充てております。

以上が歳入の御説明となります。

次に、歳出の御説明をさせていただきたいと思います。

12ページを御覧ください。

12ページ, (1) 保険給付費の療養給付費負担金でございます。これにつきましては 1億2,554万1,000円の減額となります。理由につきましては、過去の実績に基づきまして年間平均5,518人を見込んで必要額を推計をいたしておりましたが、実績値が5,499人,19名の減ということでございますが、これはあくまでも月平均の差額でございまして、年間で言いますと220人余りの減ということになります。

続きまして, (2) でございます。療養費負担金でございます。これについては115万9,000円の増額ということでございます。これも実績値につきまして推計した必要額が実績を上回るということでございます。返還金精算に関わる高額な支給が発生をしておりまして,115万9,000円を増額ということでございます。

続きまして, (3) でございます。一般被保険者高額療養費の負担金でございます。これについては4,448万2,000円の減額ということでございまして, (1) と同様の理由で,被保険者の減ということでございます。

続きまして、(4)でございます。

- 13ページを御覧ください。
- (4) 出産育児一時金でございます。これについては462万円を減額ということでございます。

あわせまして, (5) の手数料についても,審査手数料2,000円を減額ということでございますが,歳入の項目でも説明をいたしましたが,過去実績平均17名を予算計上をしておりましたが,実績が6名ということでございますので,11名の減ということで減額の補正をお願いするところでございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

(6)特定健康診査委託料でございますが、これについては611万6、000円の減額ということでございます。理由につきましては、対象者2、373名を見込んでおりましたが、実績見込みが1、589名ということで、784名ということで減額ということでございますが、先ほど歳入の際にも御説明をちょっとするということでございましたが、この目標受診率、市としての目標受診率が一応51%で予算を立てております。しかしながら、最終的な現在時点での受診率の見込みが34%ということで、その約17%の乖離があるということでございます。現在、分析を行っておりますが、集団健診ではおおむね健診者が増えているということでございますが、医療機関での受診が減っているという今現在の分析となっております。いずれにしましても、こちらは増額、増員、しっかり

健診を受けていただく手だてを考えていかなければならないと思っております。

そして最後, (7) でございます。過年度返還金でございます。令和2年度国民健康保険給付費普通交付金の特定健診の448万円を増額ということで,これについては返還金を計上させていただいております。実績値が下回っておりますので,その分を既に市のほうで予算を消化,歳入に入れておりますので,それを返還するということでございます。

以上で今回3号の御説明でございますが、歳入歳出同額の1億7,512万1,000 円を減額いたしまして、現行予算33億6,896万7,000円から、補正後は31億 9,384万6,000円ということになります。

議案第18号補正予算(第3号)の説明を終わります。よろしくお願いします。

委員長(竹橋和彦君) これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(竹橋和彦君) ないようですので、次に参ります。

議案第20号令和3年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長(内山 修君) それでは、議案第20号令和3年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、内容を御説明をさせていただきます。

資料の議案等補足説明資料の17ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合長より、令和3年12 月15日に正式に広島県下各市町へ通知のあった各種事業の実績精算見込みによるもので ございます。

まず、歳入から御説明します。

- (1)特別徴収保険料でございます。後期高齢者医療保険料の特別徴収につきましては、4万2、000円の増額補正ということになっております。理由につきましては、先ほども申し上げたとおり、広域連合より各市町の特別徴収分を再計算をした結果ということでございます。
- (2) でございます。普通徴収保険料でございます。これにつきましては、1、338 万円の減額となります。理由としましては、(1)と同様に広域連合様より各市町の保険

徴収分を再計算ということでございます。被保険者証の推計が、237名の減というふう にお聞きをしております。

(3) でございます。保険基盤安定繰入金でございます。93万2,000円の減額ということになっております。これにつきましても、先ほどの1番と同様に広域連合からの再計算の結果でございます。

続きまして、18ページを御覧ください。

- (4) 前年度繰越金でございます。100万7,000円の増額ということでございます。これにつきましても、令和2年度後期高齢者医療特別会計で決算により繰越しが生じたため、増額の補正でございます。
- (5) 保険料延滞金でございます。これにつきましては1万9,000円の増額補正ということでございます。件数につきましては1名ということでございます。

続きまして、歳出でございます。

歳出の(1) 広域連合分賦金でございます。広域連合分賦金につきましては1,324 万4,000円の減額ということでございます。これにつきましては、後期高齢者医療広 域連合につきまして、今年度の保険料の分担金について各市町再計算をした結果、減額と いうことでございます。

以上によりまして、歳入歳出同額の1,324万4,000円の減額をすることによりまして、現行予算5億1,092万6,000円から、補正後は4億9,768万2,00円ということになります。

議案第20号令和3年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。よろしくお願いします。

委員長(竹橋和彦君) ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(竹橋和彦君) それでは、ここで委員による質疑を一旦保留とし、暫時休憩といたします。

説明員は退出願います。

午前11時42分 休憩 午前11時42分 再開 委員長(竹橋和彦君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは,委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席、または第2項の規定による委員外議員の発言について要求のある方は申出をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(竹橋和彦君) 付託議案についての委員間討議を始めます。

これまでの質疑、答弁で十分な審査をされましたか。追加の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(竹橋和彦君) ないようですので、以上をもって本委員会への付託議案に対する 質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時44分 再開

委員長(竹橋和彦君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行ってまいります。

議案第13号竹原市景観条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(竹橋和彦君) これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

「替成者起立〕

委員長(竹橋和彦君) ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号竹原市屋外広告物条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(竹橋和彦君) これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長(竹橋和彦君) ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について,これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(竹橋和彦君) これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長(竹橋和彦君) ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号令和3年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(竹橋和彦君) これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長(竹橋和彦君) ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号令和3年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(竹橋和彦君) これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長(竹橋和彦君) ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員長報告書につきましては、本 日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきま しては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(竹橋和彦君) 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また,あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては,後刻,委員長において 調整いたしますので、御了承願います。

その他事項に移ります。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時49分 再開

委員長(竹橋和彦君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

市民福祉部長より発言の申出がありますので、これを許可します。

市民福祉部長。

市民福祉部長(塚原一俊君) 先ほどの会議に続きまして開催していただきまして誠にありがとうございます。

このたびは、吉名地域交流センターでの連絡窓口の閉鎖についてということでございます。

それでは、担当のほうから説明をさせていただきます。

委員長(竹橋和彦君) 市民課長。

市民課長(内山 修君) 私のほうから、吉名地域交流センターでの連絡窓口の閉鎖について御報告をさせていただきたいと思います。

お手元のA4の1枚物を御用意ください。

皆様御存じのとおり、吉名出張所におきましては、令和3年3月31日のほうで閉鎖を

しております。その後1年間,連絡員ということで,吉名地域交流センターに連絡窓口を 開設をしておりました。それにつきまして1年間ということで閉鎖を予定をしておりま す。閉鎖予定日は,令和4年3月31日の木曜日。

そして、これまでの実績でございます。3番の件数実績でございますが、週2回、火曜木曜の午前9時から11時半の2時間半を開設をしておりました。おおむね1日平均1. 6人程度の御利用がございました。

そして、4番、今後の予定でございますが、2月の下旬に、これからでございますが、 自治会長様、女性会長様、そして地区社協様に御説明の文書を御連絡をさせていただきた いと思います。その後、3月上旬に広報にお知らせの、吉名地区だけではございますが、 広報のお知らせチラシを入れさせていただき、3月末で連絡窓口を閉鎖を予定をしており ます。

吉名地域交流センターの前に荘野の連絡所のほうも、荘野のほうは9月30日で閉鎖をしましたが、利用がございませんでした。吉名の地域交流センターにつきましては、いまだ1.6人の御利用がございます。その中の分析も中で行っておりますが、連絡員は廃止はいたしますが、地域交流センターからの御意見もあり、当面の間は担当課のほうでサポートをしていくというお話を今調整中でございます。

いずれにしましても、連絡窓口につきましては相談事もしくは行政から来る文書についての問合せ、そういったもろもろのよろず相談がいまだにございます。したがいまして、できる限りの対応のほうは地域交流センターのほうで既に行ってはいただいてはおりますが、専門的なものにつきましてはやはり市行政として一定程度の責務があると考えております。連絡員の窓口は閉鎖はいたしますが、今後は何らかの対策を考えていくということでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

委員長(竹橋和彦君) ただいまの説明に対し、質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(竹橋和彦君) ないようですので,説明員は退出いただいて結構です。 次に参ります。

閉会中の審査の申出についてでありますが、次回定例会までの間、当委員会としての集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えて

おります。その他,委員の皆様におかれて継続審査,調査について御意見なり,御要望は ございませんか。

堀越委員。

委員(堀越賢二君) コロナの影響でクリーンセンターの視察が一度,これは委員会のことでなくて全議員対象ではあったのですけど,またそちらのほうの調整というか,これは落ち着いてからになります。そして,受入先の対応の状況にもよりますが,できる時期にまた議長とも相談をしていただいて,しかるべき時期にまた実施をしていただきたいなと思っております。

以上です。

委員長(竹橋和彦君) コロナ関連の中身のものでよろしいということですか。

委員(堀越賢二君) クリーンセンター。

委員長(竹橋和彦君) 分かりました。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(竹橋和彦君) では、ただいまの堀越委員の意見を踏まえ、議長に申し出ることに に異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(竹橋和彦君) 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもって民生都市建設委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時55分 閉会